

南相馬市条例第 号

南相馬市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（素案）

南相馬市病院事業の設置等に関する条例（平成 18 年南相馬市条例第 214 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改正後		改正前	
別表第 1（第 2 条関係）		別表第 1（第 2 条関係）	
名称	位置	名称	位置
南相馬市立総合病院	【略】	南相馬市立総合病院	【略】
南相馬市立総合病院附属小高診療所	【略】	南相馬市立小高病院	南相馬市小高区東町三丁目 8 番地
		南相馬市立総合病院附属小高診療所	【略】
別表第 2（第 3 条関係）		別表第 2（第 3 条関係）	
名称	診療科目	名称	診療科目
南相馬市立総合病院	内科、消化器 内科 、循環器 内科 、小児科、リウマチ科、外科、整形外科、脳神経外科、小児外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、 <u>血液内科、呼吸器内科、脳神経内科、心臓血管外科、心療内科、皮膚科、腎臓内科、精神科、その他市長が定める診療科目</u>	南相馬市立総合病院	内科、消化器科、循環器科、小児科、リウマチ科、外科、整形外科、脳神経外科、小児外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科

南相馬市立総合病院 附属小高診療所	【略】	南相馬市立小高病院	内科、小児科、外科、整形外科、眼科、放射線科、リハビリテーション科
		南相馬市立総合病院 附属小高診療所	【略】
別表第3（第3条関係）		別表第3（第3条関係）	
名称	病床数	名称	病床数
南相馬市立総合病院	一般病床 250床 療養病床 50床	南相馬市立総合病院	一般病床 170床 特例救急病床 10床 特例リハビリテーション病床 50床
		南相馬市立小高病院	一般病床 48床 療養病床 51床

附 則

この条例は、令和元年11月1日から施行する。